

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第15号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。


（犯則事件の調査及び処分）

第5条 市税に関する犯則事件の調査及び処分（法に規定する犯則事件の調査及び処分をいう。）については、徴税吏員のうち市長が指定した者が行う。

第35条第1項の表法第317条の2第1項及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条第2項ただし書の項中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。


別記様式第55号（その5）（2）を次のように改める。

(2)

<p>&lt;お問い合わせ先&gt;</p> <p>&lt;納付場所&gt;</p> <p>①下記金融機関(日本国内の全店舗)</p> <table border="1" data-bbox="568 1205 871 1879"><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>②市役所, 区役所, 出張所, 連絡所</p>										<table border="1"><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>			
<p></p> <p>新潟市 郵便番号 新潟市 お問い合わせ先は、裏面をご覧ください。</p>	<p>ここからゆつくりはがして内容をご確認ください。</p>												


別記様式第 5 5 号（その 6）（2）を次のように改める。

(2)

<p>&lt;お問い合わせ先&gt;</p> <p>&lt;納付場所&gt;</p> <p>①下記金融機関(日本国内の全店舗)</p> <table border="1" data-bbox="579 1184 901 1845"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>②市役所, 区役所, 出張所, 連絡所</p>				<table border="1" data-bbox="263 250 467 421"><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table> <div data-bbox="769 250 1032 898" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>新潟市 郵便番号 新潟市 お問い合わせ先は、裏面をご覧ください。</p></div> <p>ここからゆっくりはがして内容をご確認ください。</p>			


別記様式第55号（その7）（2）を次のように改める。

(2)

<p>&lt;お問い合わせ先&gt;</p> <p>&lt;納付場所&gt;</p> <p>①下記金融機関(日本国内の全店舗)</p> <table border="1" data-bbox="595 1214 925 1899"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>②市役所、区役所、出張所、連絡所</p>				<table border="1"><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>			
<p></p> <p>新潟市 郵便番号 新潟市 お問い合わせ先は、裏面をご覧ください。</p>	<p>ここからゆっくりはがして内容をご確認ください。</p>						

別記様式第 5 5 号（その 8）（2）を次のように改める。

(2)

<p>&lt;お問い合わせ先&gt;</p> <p>&lt;納付場所&gt;</p> <p>①下記金融機関(日本国内の全店舗)</p> <table border="1" data-bbox="598 1198 925 1859"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>②市役所, 区役所, 出張所, 連絡所</p>				<table border="1"><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>			
<p>新潟市 郵便番号 新潟市 お問い合わせ先は、裏面をご覧ください。</p> 	<p>ここからゆっくりはがして内容をご確認ください。</p>						



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、施行の日以後にした行為に係る市税に関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る市税に関する犯則事件の処分については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の別記様式第55号(その5)(2)、別記様式第55号(その6)(2)、別記様式第55号(その7)(2)及び別記様式第55号(その8)(2)の規定により発した督促状兼領収証書は、改正後の別記様式第55号(その5)、別記様式第55号(その6)(2)、別記様式第55号(その7)(2)及び別記様式第55号(その8)(2)の規定により発した督促状兼領収証書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第55号(その5)(2)、別記様式第55号(その6)(2)、別記様式第55号(その7)(2)及び別記様式第55号(その8)(2)の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。